



法令改正に伴う

経過措置期間が終了間近です！

平成 27 年 4 月 1 日の法令改正に伴う経過措置期間は、
平成 30 年 3 月 31 日までとなっています。

法令改正に伴う対応について

- ・法令改正に伴う新たな設備の設置等がされなければ、平成 30 年 4 月 1 日以降は消防法令の違反となりますので、まだ対応が終了していない場合は、早急に対応をお願いいたします。
- ・消防設備等の設置等の対応が経過措置期間の直前になると、工期や工事を行う消防設備業者の不足により、経過措置期間中の設置が間に合わないことが懸念されますので、計画的な設置をお勧めいたします。
- ・新たな消防用設備等を設置する場合は、着工届出書等の届出が必要となりますので、ご注意願います。

注意

平成 30 年 4 月 1 日以降にスプリンクラー設備、自動火災報知設備が未設置の場合は、札幌市違反公表制度により、①建物名称、②所在地、③違反の内容を札幌市公式ホームページにて公表することとなりますので、早急に対応をお願いいたします。

札幌市違反公表制度について

- ・札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則により定められており、建物の危険性に関する情報を広く市民等にお知らせし、利用される方の選択を通じて火災被害の軽減を図るため、重大な消防法令違反のある建物の名称や所在地などを札幌市公式ホームページで公表する制度です。

- ・札幌市違反公表制度 URL

<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/oshirase/kohyo/koji.html>



1ヶ月に1回

社会福祉施設 **かんたん** 防火自主チェックリスト

平成 年 月分

項目	チェック内容	結果
1 火気の管理 	施設の周囲に物品を放置していないか。(放火防止)	
	ライター、マッチ等の適切な管理がなされているか。	
	喫煙場所は、施設関係者が喫煙状況を確認できる状態にあるか。	
	コンセントのプラグに「ほこり」がたまっていないか。	
2 火気設備の管理 	ストーブの周囲に洗濯物等の燃えやすいものがないか。	
	調理器具等の上や周囲には、布巾・紙類等の燃えやすいものを置いていないか。	
	レンジフードや換気扇、その他厨房設備・調理器具を定期的に点検・清掃しているか。	
	ホームタンクの配管接続部又は配管分岐部等からの漏れ、にじみなどはないか。	
3 危険物の管理	ホームタンクの灯油の消費量が異常に早くないか。	
	冬季間において、LPガスボンベへの落雪防止対策（ボンベ庫・囲い等の設置）を行っているか。	
4 ガスの管理	LPガスボンベをチェーン等で固定（転倒防止）しているか。	
	消防訓練は消防計画に基づき適正に行われているか。	
5 火災時の初動体制 	夜間を想定した消防訓練が行われているか	
	入居者等をどのような方法で避難誘導するかを決めているか。	
	消火器が所定の場所に設置されているか。	
6 消防用設備等の管理 	自動火災報知設備の受信機及び発信機の周囲には、操作の支障となる物品等が置かれていないか。	
	消防機関へ通報する火災報知設備の操作方法を理解しているか。	
	消防有資格者に消防用設備等の点検を実施させ、所轄消防署長に報告しているか。	
	廊下、通路、階段に避難の支障となる物品等が置かれていないか。	
7 避難管理	非常用照明装置は正常に点灯するか。	
	カーテン、じゅうたん等は防災物品を使用しているか。	
8 防災管理	防火管理者を選任し、所轄消防署に届出をしているか。	
	消防計画を作成し、所轄消防署に届出をしているか。	
	消防訓練を消防計画に基づき適正に行い、訓練実施前及び実施後に所轄消防署に届出をしているか。	
9 消防機関との連絡		

※ チェック結果は、「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：⊗ 該当なし：－」とする。